



山形県公報

平成25年2月26日（火）
第2422号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課）…155
- 事業の認定……………（用地課）…同

### 公 告

- 博物館に相当する施設の指定……………（教育委員会）…157
- 監査結果の公表……………（監査委員）…同

## 告 示

### 山形県告示第135号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成25年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.40パーセント」を「年0.35パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成25年2月14日から適用する。
- 2 平成25年2月14日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第136号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成25年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
遊佐町
- 2 事業の種類  
遊佐町総合運動公園整備事業及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 飽海郡遊佐町増穂字大坪地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
遊佐町総合運動公園整備事業（以下「本体事業」という。）は、「遊佐町総合運動公園整備事業基本計画」に基づき、総合運動公園を整備するものであり、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置するの公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。  
また、本体事業の施行により敷地に存する農業用道路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」

という。)は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である遊佐町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 遊佐町においては少子化等により人口減少が著しく、さらには農林水産業以外に従事する就業者の半数以上が町外に通勤している状況であり、経済振興に不可欠な交流人口の停滞が課題となっている。

また、高齢化の進行と共に、要介護認定者や生活習慣病該当者及びその予備軍が増加傾向にあり、町民が精神的・身体的に健康に過ごすことができる町づくりを推進する上でも早急の対応が必要となっている。

本件事業は、町が抱える課題の解決を目指し、町民からの設置の要望が高いグラウンドゴルフコース、ウォーキング周遊コース、多目的広場の機能を備えた総合運動公園を建設するものであり、スポーツ振興による町民の健康づくりの推進、地域交流拠点の設置と賑わいを創出することによる町・地域の活性化、交流人口の増加による経済的な効果及び定住化促進が期待される。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることや工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

(イ) 用地として最低18,000㎡以上確保でき、土地造成が可能なこと。

(ロ) 用地取得に要する経費、造成費が低廉で、給排水施設が整備されていること。

(ハ) 近隣において、当該施設の存続に問題を発生させる恐れのある開発事業等が予定されていないこと。

(ニ) 交通至便な場所であること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、遊佐駅や幹線道路に近く交通アクセス性に優れているため町民が利用しやすく、さらに県下第3の人口を有する酒田市に最も近く、町外からの利用を大いに見込めることや、遊佐町立稲川小学校跡地に建設することから用地取得に要する経費や造成費が安価となることなどの理由により、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 遊佐町では少子化等により人口が減少傾向であり、さらには町外に通勤している者が多く、経済振興に不可欠な交流人口の停滞が課題となっている。

また、高齢化の進行に併せて、要介護認定者や生活習慣病該当者及びその予備軍が増加傾向であり、医療の面でも課題を抱えている。

他にも、起業地は田園地帯に位置しており、遊休地として放置しておくことで雑草の繁茂や病害虫の発生による近隣田畑の作物への影響が懸念されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条

第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

遊佐町生涯学習センター

## 公 告

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設を次のとおり指定した。

平成25年2月26日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

| 施設 の 名 称 | 所 在 地              | 設 置 者 | 指 定 年 月 日  |
|----------|--------------------|-------|------------|
| 山寺芭蕉記念館  | 山形市大字山寺字南院4, 223番地 | 山 形 市 | 平成25年2月14日 |
| 最上義光歴史館  | 山形市大手町1番53号        | 同 上   | 同 上        |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成24年12月から平成25年1月までに実施した平成24年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成25年2月26日

|         |   |   |       |   |
|---------|---|---|-------|---|
| 山形県監査委員 | 船 | 山 | 現     | 人 |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |   |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽     | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |       | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関32箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関               | 実 施 年 月 日   | 担 当 監 査 委 員 |      |
|---------------------------|-------------|-------------|------|
| 庄 内 食 肉 衛 生 検 査 所         | 平成24年12月14日 | 船山委員        | 小山委員 |
| 工 業 技 術 セ ン タ ー 庄 内 試 験 場 | 平成24年12月14日 | 船山委員        | 小山委員 |
| 衛 生 研 究 所                 | 平成24年12月14日 | 船山委員        | 小山委員 |
| 庄 内 農 業 高 等 学 校           | 平成24年12月14日 | 広谷委員        | 加藤委員 |
| 庄 内 職 業 能 力 開 発 セ ン タ ー   | 平成24年12月14日 | 広谷委員        | 加藤委員 |
| 最 上 学 園                   | 平成24年12月14日 | 広谷委員        | 加藤委員 |
| 新 庄 北 高 等 学 校             | 平成24年12月14日 | 広谷委員        | 加藤委員 |

|              |             |      |      |
|--------------|-------------|------|------|
| 山形職業能力開発専門学校 | 平成24年12月25日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 農業総合研究センター   | 平成24年12月25日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 病虫害防除所       | 平成24年12月25日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 工業技術センター     | 平成24年12月25日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 高度技術研究開発センター | 平成24年12月25日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 産業技術短期大学校    | 平成24年12月25日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 環境科学研究センター   | 平成24年12月25日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 山形空港事務所      | 平成24年12月25日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 天童高等学校       | 平成24年12月25日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 鳥海学園         | 平成25年1月10日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 置賜農業高等学校     | 平成25年1月10日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 飯豊少年自然の家     | 平成25年1月10日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 金山高等学校       | 平成25年1月10日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 新庄南高等学校      | 平成25年1月10日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 真室川高等学校      | 平成25年1月10日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 尾花沢警察署       | 平成25年1月10日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 森林研究研修センター   | 平成25年1月11日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 朝日少年自然の家     | 平成25年1月11日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 村山教育事務所      | 平成25年1月11日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 寒河江高等学校      | 平成25年1月11日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 左沢高等学校       | 平成25年1月11日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 福祉相談センター     | 平成25年1月11日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 精神保健福祉センター   | 平成25年1月11日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 山形警察署        | 平成25年1月11日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 山形北高等学校      | 平成25年1月11日  | 広谷委員 | 加藤委員 |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 財 産

(ア) 物品の処分手続きについて、知事の承認を受けずに不用の決定を行っているものがある。(工業技術センター庄内試験場)

平成25年 2月26日印刷  
平成25年 2月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056